群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

の一部改正の概要について

１　条例改正の経緯について

　　令和３年６月４日、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「法律」という。)の改正に伴い、令和６年４月１日以降、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されることとなります。

群馬県においても、法律との整合を図るため、群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

２　主な改正点

　（１）事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

　　　➢条例第１０条において、事業者はその事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならないものする。（努力義務から法的義務への改正）

　（２）あっせんの申立ての対象として、合理的配慮の不提供を含める。

　　　➢条例第１２条第１項及び第１３条第１項において、合理的配慮の不提供もあっせんの申立ての対象として明示。

３　施行期日

　　令和６年４月１日